

開催日時：2003年7月23日（水） 15:00～17:30

場 所：ぱ・る・るプラザ京都 4階 研修室1

参加者数：委員8名（委員長、琵琶湖部会長代理、淀川部会長、猪名川部会長、環境・利用部会長代理、治水部会長、利水部会長、住民参加部会長）、河川管理者3名

1 検討内容および決定事項

①対話集会に関する河川管理者からの要請に対する回答について

- ・ 委員から推薦のあったファシリテーター候補者を運営会議で検討した結果、16名を推薦することとし、河川管理者にその旨を伝えた。
- ・ 第23回委員会（7/12）に提出された回答文書案をもとに、委員長が回答文書を作成し、運営会議メンバーに確認した上で河川管理者に提出する。回答文書は第24回委員会（9/5）にて委員に報告し、公表するが、ファシリテーター候補者名については、プライバシー保護の観点から非公開とする。委員には候補者リストを回覧する。
- ・ 河川管理者から、第23回委員会（7/12）に提出された回答文書案の「ファシリテーターのサブとして委員が入ると良いのではないか」の記述に関して、「サブの意味が曖昧なのでお教え頂きたい」との質問があり、「これまでの委員会の経緯など、ファシリテーターの知識が及ばない範囲の話となった場合に、ファシリテーターの理解を助けるために発言するイメージ。ファシリテーターとは異なる」との返答があった。
- ・ 対話集会に関して、円卓に河川管理者が入るかどうか、など色々な形式が考えられることについて、「試行として色々やってみたら良いのでは」「ファシリテーターと相談して進めた方が良いでしょう」等の意見が出された。

②第23回委員会（7/12）にて滋賀県から発言のあった内容（中間とりまとめへの意見募集に対して滋賀県知事から提出された意見への委員会の対応について）への対応について

- ・ 下記対応案を次回委員会（9/5）にて諮った上で委員会としての対応を決定する。

<対応案>

- ・ 中間とりまとめに対して意見を頂いた自治体、個人の方々に対して、提言作成にあたって頂いた意見を参考にさせて頂いたことに対するお礼の文書を、提言および冊子「頂いたご意見と淀川水系流域委員会の議論と考え方」と一緒に送付する（文書には、当初の意見募集の趣旨および冊子の位置づけも明記する）。

<運営会議で出された主な意見>

- ・ 意見募集実施の際に自治体と住民の区別はしておらず、何らかの対応を行う場合には、意見を提出された全ての自治体や個人を対象とすべき。
- ・ 意見募集開始時には頂いた意見に対して個別に回答することは想定しておらず、お送りしたお願い文書にも「頂いた意見の扱い」として個別に返答する旨は記していない。その後、頂いた意見に対して何らかの対応が必要と考えて、冊子「頂いたご意見と淀川水系流域委員会の議論と考え方」を作成した。その旨を再度きちんと伝える必要がある。
- ・ 中間とりまとめへの意見募集とその対応についてこのような意見が出されたことに関しては、今後の頂いた意見への対応について検討する際に留意すべき。

③第 24 回委員会（9/5）進め方について

- ・ 河川管理者からの原案（案）の説明と意見交換を中心として、全体で 4 時間の会議とする。
- ・ 原案（案）に関しては、説明時間を 1 時間、意見交換 1 時間とする。河川管理者からの説明は、全体の流れが分かるように、かつ第 2 稿からの変更点を強調して説明頂く。
- ・ 各部会からのとりまとめ案の説明は 1 部会 5 分程度とする。

④意見書のとりまとめについて

○9/5 委員会に提出予定の各部会のとりまとめ

- ・ 全部会で構成等を統一するのは難しいので、運営会議に出された構成例（下記参照）を念頭においた上で、最終的な構成等については各部会に任せる。

<構成例>

- ・ 全体的な評価
- ・ 3 章（基本的な考え方）について
- ・ 4，5 章について
全体構成について
項目の追加について（追加すべき項目とその記述等）
原案に記載されている各項目に対する意見
- ・ その他（1，2 章について）

○9/5 委員会以降の進め方

- ・ 委員会に作業部会を設置して意見書とりまとめを進めることを予定。
- ・ 作業部会にて、9/5 委員会で説明された原案（案）の内容を踏まえ、各部会から出されたとりまとめを統合して意見書素案を作成する。以後、委員への意見募集も行いながらとりまとめを進める。

以上

※このお知らせは委員の皆様には主な決定事項などの会議の結果を迅速にお知らせするため、庶務から発信させて頂くものです。